

アスベスト含有調査に対する補助制度について

— 神奈川県民間建築物吹付けアスベスト等補助事業費補助金 —

民間建築物における吹付けアスベスト等の対策を促進するため、アスベスト含有調査を実施していない民間建築物の所有者の方などに対して、アスベスト含有調査に要する費用の補助を行います。

この制度を利用される場合は、裏面問合せ先に記載の建築安全課に事前相談をお願いします。

1 対象市町村

以下の12市を除く神奈川県内の市町村

<12市>

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市

2 対象建築物

平成元年以前に建築確認を得て着工された、アスベストを含有しているおそれのある吹付け材が施工されている

- ① 不特定多数の方が利用する延べ面積 300 m²以上 1000 m²未満の建築物
- ② エレベーターがある建築物（エレベーターの昇降路及び機械室の部分に限る）
のいずれかに該当する民間建築物が対象となります。

<不特定多数の方が利用する建築物>

- ・ 集会場その他の建築基準法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途
- ・ ホテル及び旅館
- ・ 飲食店、物販店舗その他の建築基準法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途

3 申請者

対象建築物の所有者、区分所有者の団体又は管理者が申請することができます。

4 調査者

建築物石綿含有建材調査者[※]が調査を行う必要があります。

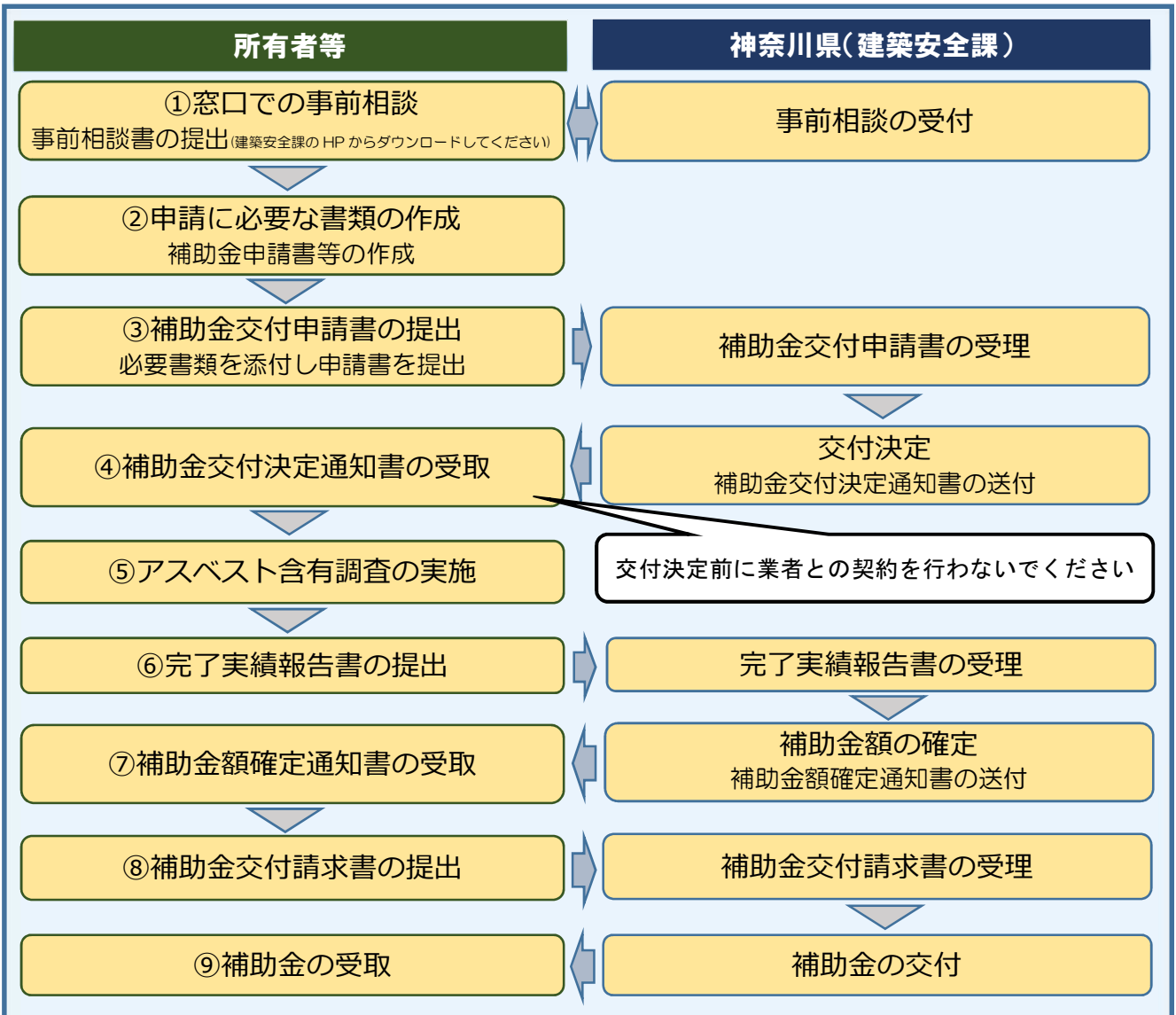
[※]建築物石綿含有建材調査者講習登録規定第2条第2項又は第3項に規定する者

5 補助額

補助限度額は1棟当たり25万円です。

ただし、含有調査を1検体のみ行う場合の限度額は16万円となります。

6 申請から補助金交付までの流れ



7 申請に必要な添付書類

<input type="checkbox"/> 案内図・配置図・平面図等の図面 (事)	<input type="checkbox"/> 現況写真(外観・吹付け建材の状況がわかるもの等) (事)
<input type="checkbox"/> 所有権を証する書類(登記事項証明書等) (事)	<input type="checkbox"/> 確認済証の写し(台帳記載事項証明書でも可) (事)
<input type="checkbox"/> 調査者の資格者証の写し	<input type="checkbox"/> 見積書の写し
<input type="checkbox"/> その他	

※詳しくは交付要綱取扱要領を参照してください。(事)と記載のあるものは事前相談時点でご用意ください

8 事前相談

補助制度を利用する場合は、まずはじめに事前相談書を作成し、「7」に記載された書類を添付の上、建築安全課の窓口で事前相談をお願いします。

9 注意事項

所有者が複数名の場合は、全員の方の同意が必要です。

問合せ先 神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎11階
TEL 045-210-6257 FAX 045-210-8884 E-mail kensi.bousi@pref.kanagawa.jp